

2019年2月25日

職員のみなさまへ

社会福祉法人 協立いつくしみの会  
事務局長 下斗米 博

平成31年度の介護職員処遇改善加算による、処遇改善の計画について以下の通り提案します。

## 1, 平成31年度介護職員処遇計画書（添付資料）

- ①介護職員処遇改善計画書（平成31年度）（介護サービス）
  - ②福祉・介護職員処遇改善計画書（平成31年度）（障がいサービス）
- ※添付資料参照をご参照ください。

## 2, 詳細説明

### ■介護サービス

I、2019年度処遇改善加算入金予定額は  
45,164,792円 となっています。

II、2019年度の給与改善予定額は  
46,599,509円となりました。（Iとの差は、1,434,717円）  
内訳は、

①固定的賃金の増加（昇給・役職手当・超勤定額支給の増加）による改善

24,713,404円

②処遇改善手当による改善

8,526,000円

③一時金による改善

9,424,500円

④法定福利費の増加

1,454,760円

⑤登録ヘルパー賃金改善

2,480,845円

■正職員一人あたり 月額 38,471円 パート職員一人あたり 月額 27,615円  
の給与改善となります。

①について

固定的賃金の増加⇒定期昇給及び役職手当と超勤定額支給の新規支給の額となります。

②について

正職員・パート職員の介護職員を対象に、下記の金額で支給を予定しています。

手当の変更は6月を予定しています。

2019年度 正職員 月額 10,000円 パート職員 月額 5,000円

③について

正職員 年間2ヶ月分 嘱託職員 年間1.3ヶ月分で支給し、処遇改善充当額を算出しています。

④について

一時金増額分に対する法定福利費

⑤について

時給の増加分となります。全体の稼働数から、障害サービスでの稼働部分を差し引いて算出しています。

## ■障害サービス

I、2019年度処遇改善加算入金予定額は、

4,162,221円 となっています。

II、2019年度の給与改善予定額は、

4,226,584円となりました。(Iとの差は、64,363円)

内訳は、

①固定的賃金の増加（昇給・役職手当・超勤定額支給の増加）による改善	2,307,188円
②処遇改善手当による改善	2,088,000円
③一時金による改善	199,500円
④法定福利費の増加	30,796円

登録ヘルパー一人あたり 月額 7,278円の給与改善となります。

①について

正職員・パート職員の固定的賃金の30%を障害サービス分として計上しているほか、登録ヘルパー時給上乘せ分を計上しています。

②について

正職員・パート職員の処遇改善手当の30%を障害サービス分として計上しています。

登録ヘルパーの処遇改善手当は、月額6,000円支給を予定しています。

手当の変更は6月を予定しています。

③について

正職員 一時金の30%を障害サービス分として計上しています。

④について

一時金増加にかかわる法定福利費の増加分を見込みます。—

## 2. 介護処遇改善に係わる法人窓口

※介護職員処遇改善にかかわるご不明な点は、お気軽に法人事務局 下斗米までお問い合わせください。

□2019年3月29日 理事会にて正式確認

以上

介護職員処遇改善計画書(平成 31 年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号	0	1	1	0	5	0	1	0	6	1
-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジン キョウリツイツクシミノカイ リジチョウ イシヤマ ケンジ 社会福祉法人 協立いつくしみの会 理事長 石山 建治									
主たる事務所の所在地	〒004-0055 北海道 府・県	札幌市厚別区厚別中央 5 条 6 丁目 5-20									
	電話番号	011-896-1165	FAX 番号	011-894-4404							
事業所等の名称	フリガナ 名称							提供するサービス			
事業所の所在地	〒	都・道 府・県									
	電話番号							FAX 番号			
※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。											

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	介護職員処遇改善加算 ( I II III IV V )								
②	介護職員処遇改善加算算定対象月	平成 31 年 4 月 ~ 平成 32 年 3 月								
③	平成 31 年度介護職員処遇改善加算の見込額								45,164,792 円	
④	賃金改善の見込額(i - ii)								46,598,510 円	
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)								217,677,631 円	
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額								171,079,121 円	
※上記③④を記載した場合は、下記⑤⑥の記載は不要 加算 ( I ) の上乗せ相当分を用いて計算する場合、③④の代わりに⑤⑥を記入										
⑤	平成 年度介護職員処遇改善加算の見込額(加算(I)による算定額から加算(II)による算定額を差し引いた額)								円	
⑥	賃金改善の見込額(iii - iv)								円	
	iii) 加算(I)の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)								円	
	iv) 初めて加算 ( I ) を取得する月の前年度の賃金の総額								円	
賃金改善の方法について										
⑦	賃金改善実施期間	平成 31 年 6 月 ~ 平成 32 年 5 月								
※原則各年 4 月 ~ 翌年 3 月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてならない。 賃金改善方法を記載してください。										
⑧	記載欄									
	定期昇給の実施と処遇改善手当の支給、パート職員及び登録ヘルパー職員の時給見直し、一時金の増額を行う。また、処遇改善手当として、介護職員一人あたり月額 正職員 10,000 円、パート職員 5,000 円を支給し給与改善を行う予定。正職員の定期昇給は、500 円 ~ 5000 円、パート職員の時給は、介護福祉士、805 円から 1,050 円へ引き上げ、ヘルパー2 級以上 800 円から 950 円へ引き上げ、いずれも定期昇給年 1 回 5 円を実施する予定。これによる給与改善は、介護職員一人あたり平均月額、34,202 円となる見込み。									
	登録ヘルパーについては、時給の引き上げを行っており、介護福祉士 1,100 円から 1,350 円、介護福祉士以外 1,100 円から 1,250 円となっている。									
	※下記項目について、可能な限り具体的に記載すること。 ・賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等) ・賃金改善の実施時期や対象職員 ・一人当たりの平均賃金改善見込額									

- ※ 加算 ( I ) の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。
- ※ ④ ii)、⑥ iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
  - ・添付書類 1 : 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者毎)
  - ・添付書類 2 : 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県毎)
  - ・添付書類 3 : 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) キャリアパス要件について

次の内容についてあてはまるものに○をつけ、内容を記入すること。		
要件Ⅰ	次の①から③までのすべての要件を満たす。 ① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。 ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。	<input checked="" type="radio"/> 該当 ・ <input type="radio"/> 非該当
	※ 非該当の場合、①から③までの要件を全て満たすことのできない理由	記載欄
要件Ⅱ	次の④及び⑤の要件を満たす。	<input checked="" type="radio"/> 該当 ・ <input type="radio"/> 非該当
	④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標	後継者対策を進め、キャリアアップ段位制の活用、医行為、認知症研修、ケアマネ受験対策の確立、実践等、学び合い、育ち合う職場作りを進める。
	⑤ ④の実現のための具体的な取り組みの内容 (該当するもの全てに○をつけること。)	ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること ( ) イ 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること (研修受講のため、休暇が必要な場合は勤務シフトを調整するとともに、資質向上に繋がるものについては、交通費、受講町の支給と業務保障を行う)
要件Ⅲ	次の⑥及び⑦の要件を満たす。	<input checked="" type="radio"/> 該当 ・ <input type="radio"/> 非該当
	⑥ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
	⑦ ⑥に該当する具体的な仕組みの内容 (該当するもの全てに○をつけること。)	ア 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 イ 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 ウ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

※ 就業規則等（給与規程や要件Ⅰ及びⅢの適合状況を確認できる書類を就業規則と別に作成している場合はこれらの書類を含む。）を添付すること。

(3) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

加算（Ⅰ・Ⅱ）については平成27年4月以降の、加算（Ⅲ・Ⅳ）については平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること（ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。）	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）</li> <li>研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li> <li>小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</li> <li>キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る）</li> <li>その他（ )</li> </ul>
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>新人介護職員の早期離職のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入</li> <li>雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</li> <li>ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化</li> <li>介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</li> <li>子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</li> <li>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</li> <li>事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li> <li>健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</li> <li>その他（ )</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</li> <li>中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）</li> <li>障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</li> <li>地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上</li> <li>非正規職員から正規職員への転換</li> <li>職員の増員による業務負担の軽減</li> <li>その他（ )</li> </ul>

※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての介護職員に対し周知をいたうえ、提出していることを証明いたします。

平成31年2月25日 (法人名) 社会福祉法人 協立いつくしみの会  
 (代表者名) 理事長 石山 建治 印

別紙様式2(添付書類1)

画書(事業所等一覧表)

法人名	社会福祉法人 協立いつくしみの会
-----	------------------

札幌市

介護保険事業所番号										事業所名	サービス名	介護職員処遇改善加算見込額	給与改善の見込額
0	1	7	0	5	0	0	0	3	7	特別養護老人ホームかりぶ・あつべつ	介護福祉施設サービス	20,729,377 円	17,688,160 円
0	1	7	0	5	0	0	0	3	7	特別養護老人ホームかりぶ・あつべつ	短期入所生活介護(介護予防含む)	1,236,996 円	
0	1	7	0	5	0	0	0	3	7	デイサービスセンターかりぶ	通所介護(介護予防含む)	2,781,579 円	4,651,702 円
0	1	7	0	5	0	3	6	1	9	ショートステイメイプルハウス	短期入所生活介護(介護予防含む)	4,841,058 円	5,172,804 円
0	1	7	0	5	0	3	6	1	9	デイサービスもみじの家	認知症対応型通所介護(介護予防含む)	3,650,656 円	4,382,184 円
0	1	7	0	5	0	3	6	1	9	ヘルパーステーションかえで	訪問介護(介護予防含む)	5,888,859 円	6,147,817 円
0	1	7	0	5	0	7	3	5	4	デイサービスのののか	通所介護(介護予防含む)	1,335,315 円	2,693,229 円
0	1	9	0	5	0	0	6	3	7	小規模多機能ホームかりぶ	小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)	4,700,952 円	5,862,614 円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
合計										—	—	45,164,792 円	46,598,510 円

※ 計画書を届出る指定権者(都道府県又は市町村)毎に記載すること。  
 ※ A及びBは別紙様式2添付書類2の当該指定権者における金額と一致しなければならない。

## 福祉・介護職員処遇改善計画書（平成 31 年度）

札幌市長 様

障害福祉サービス等事業所用

(事業所等情報)

障害福祉サービス等事業所番号 0110501061

事業者・開設者	フリガナ	シカイクシホクジン キョウリツツクシミノカイ リジチョウ イシヤマ ケンゴ				
	名称	社会福祉法人 協立いつくしみの会 理事長 石山 建治				
主たる事務所 (法人)の所在地	〒	004-0055 札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5-20				
	電話番号	011 - 896 - 1165	FAX番号	011 - 894 - 4404		
事業所等の名称 (※)	フリガナ	ヘルパーステーションカエデ		提供する サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	
	名称	ヘルパーステーションかえで				
事業所の所在地	〒	004-0013 札幌市厚別区もみじ台西6丁目6-1-4				
	電話番号	011 - 899 - 2525	FAX番号	011 - 899 - 6600		
担当者の連絡先	担当者名	下斗米 博	Eメールアドレス	shimotomai@karipu.jp	電話番号	011-896-1165
	上記※については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合「別紙一覧表による」と記載すること。					

(1) 賃金改善計画について（本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況（利用者の数等）、人員配置状況（職員数等）その他の事由により変動があり得るものである。）

①	算定する加算の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 福祉・介護職員処遇改善加算 ( I II III IV V ) <input type="checkbox"/> 福祉・介護職員処遇改善特別加算
②	福祉・介護職員処遇改善（特別）加算算定対象月	平成 31 年 4 月 ~ 平成 32 年 3 月
③	平成 31 年度 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算の見込額	4,162,221 円
④	賃金改善の見込額 (i-ii)	4,226,583 円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	12,787,543 円
	ii) 初めて加算を取得する (した) 月の前年度の賃金の総額	8,560,960 円
加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する場合		
⑤	平成 31 年度分福祉・介護職員処遇改善加算の見込額 (加算 (I) による算定額から加算 (II) による算定額を差し引いた額)	円
⑥	賃金改善の見込額 (iii-iv)	円
	iii) 加算 (I) の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	円
	iv) 初めて加算 (I) を取得する月の前年度の賃金の総額	円
賃金改善の方法について		
⑦	賃金改善実施期間	平成 31 年 6 月 ~ 平成 32 年 5 月
	※原則各年 4 月～翌年 3 月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてならない。	
⑧	賃金改善を行う賃金項目及び方法（賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。）	
	定期昇給の実施と処遇改善手当の支給、パート職員及び登録ヘルパー職員の時給の見直しを行う予定。 正職員の定期昇給による給与改善は、5000円から6000円となっているほか、パート職員の時給引き上げについては、介護福祉士、805円から1050円、介護福祉士以外 800円から950円 介護職員・サ責業務 935円から1100円となっている。登録ヘルパー職員の時給引き上げは、介護福祉士1100円から1350円、介護福祉士以外 1100円から1250円となっている。また、処遇改善手当の支給については、月額 正職員10,000円、パート職員 5,000円、登録ヘルパー職員6000円を予定している。	

※ 加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。

※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ④は③又は⑥は⑤を上回らなければならないこと。

※ ④ii)、⑥iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。

※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

- 添付書類 1：札幌市内の当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表
- 添付書類 2：北海道内の指定権者の一覧表（都道府県毎）
- 添付書類 3：計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等に係る都道府県の一覧表

**(2) キャリアパス要件について**

次の内容についてあてはまるものにチェック「レ」をつけること。				
要件Ⅰ	次の①から③までのすべての要件を満たす。		該当	
	① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。 ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。 ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。		<input checked="" type="checkbox"/>	
非該当の場合、①から③までの要件を全て満たすことのできない理由。				
要件Ⅱ	次の④及び⑤の要件を満たす。		該当	
	④ 福祉・介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標		<input checked="" type="checkbox"/>	
	⑤ ④の実現のための具体的な取り組みの内容（該当するもの全てにチェック「レ」をつけること。）	ア	後継者対策を進め、キャリアアップ段位制の活用、医行為、認知症研修、ケアマネ受験対策の確立、実践等、学び合い、育ち合う職場作りを進める。	<input type="checkbox"/>
イ		資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること ( )	<input type="checkbox"/>	
		ウ	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること ( 研修受講のため、休暇が必要な場合は勤務シフトを調整するとともに、資質向上に繋がるものについては、交通費、受講町の支給と業務保障を行う )	<input checked="" type="checkbox"/>
要件Ⅲ	次の⑥及び⑦の要件を満たす。		該当	
	⑥ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		<input type="checkbox"/>	
	⑦ ⑥に該当する具体的な仕組みの内容（該当するもの全てに○をつけること。）	ア	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	<input checked="" type="checkbox"/>
イ		資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	<input type="checkbox"/>	
ウ		一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	<input type="checkbox"/>	

※ 就業規則等（給与規程や要件Ⅰ及びⅢの適合状況を確認できる書類を就業規則と別に作成している場合はそれらの書類を含む。）を添付すること。

**(3) 職場環境等要件について (※) 太枠内に記載すること。**

加算（Ⅰ・Ⅱ）については平成27年4月以降の、加算（Ⅲ・Ⅳ）については平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てにチェックをつけること（ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。）

資質の向上	<input checked="" type="checkbox"/>	・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
	<input type="checkbox"/>	・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/>	・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/>	・キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る）
	<input type="checkbox"/>	・その他（ )
労働環境・処遇の改善	<input type="checkbox"/>	・新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入
	<input checked="" type="checkbox"/>	・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	<input type="checkbox"/>	・ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
	<input checked="" type="checkbox"/>	・福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
	<input type="checkbox"/>	・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	<input type="checkbox"/>	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	<input type="checkbox"/>	・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
その他	<input type="checkbox"/>	・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
	<input type="checkbox"/>	・その他（ )
	<input type="checkbox"/>	・障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	<input type="checkbox"/>	・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）
	<input type="checkbox"/>	・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	<input checked="" type="checkbox"/>	・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
<input type="checkbox"/>	・非正規職員から正規職員への転換	
<input type="checkbox"/>	・職員の増員による業務負担の軽減	
<input type="checkbox"/>	・その他（ )	

※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての福祉・介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成 31 年 4 月 8 日 (法人名) 社会福祉法人 協立いつくしみの会 理事長 石山 建治  
(代表者名) 理事長 石山 建治 印



2019年8月28日

理事会・評議員会 殿

社会福祉法人 協立いつくしみの会  
理事長 石山 建治  
担当 事務局長 下斗米 博

### 介護職員特定処遇改善加算の算定にあたって

はじめに

介護職員の処遇改善については、現行の介護職員処遇改善加算（以下「現行加算」という。）によって、数度の改定を経て、法人実績として介護職員一人あたり月額平均、約 37 千円（正職員の場合）の処遇改善を実施しています。この度、2019 年 10 月の消費税税率引き上げを前提とした、「新しい経済政策パッケージ」において、公費 1000 億円を投じ、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるための、介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）を創設されました。

特別加算の制度設計については、介護職員の中に、格差、不平等をもたらす危険性をはらんだものとなっていますが、介護職員の更なる処遇改善につなげるため、積極的な加算算定がもたらされます。

この間、労働組合と協議との合意を進めながら、差別化を許さず、介護職員全体の処遇改善へ特定加算の活用を進めてきているところですが、職員のみなさんまの理解を深めながら処遇改善を進めていくことが必要となっております。

つきましては、下記の内容で特定加算に係わる処遇改善についてまとめましたのでご確認お願いいたします。

#### 1. 特定加算の概要

##### ■資料参照

厚生労働省通知 老発 0412 第 8 号

- ・介護職員等特定改善加算に関する基本的考え方並びに事務所地手順及び様式例の提示について

#### 2. 2019 年度申請に当たっての基本方針

- ①特定加算 I の算定要件は満たされておりますので、特定加算 I を法人単位で申請します。
- ②事業所間、雇用契約の内容、年齢及び経験年数等によって、介護職員の処遇改善に格差を設けず、平等性を保つことを前提とします。
- ③ ②を踏まえた経験・技能のある介護職（A群）、他の介護職員（B群）、その他の職員（C群）の配分について

- ・配分は、A群の対象者を 0 人とし、B群（介護職全体）とします。
- ・C群は対象外事業所との不平等がおおきいため、支給の対象としません。

#### ④2019 年度の支給方法

##### ■正職員及びパート職員について

介護職員の人材確保を目指し、月額給与へ反映させる事を目的とし、「特定加算手当」として、月額給与にて支給します。

■登録ヘルパー（障害サービス）について

登録ヘルパーの月々の稼働時間への影響を考慮、また、登録ヘルパーの稼働時間増への働きかけに必要な時間的余裕を確保するため、「特定加算手当」として、2020年3月に期間分の特定加算収益を計算、実績精算の上、一人あたりの期間中の手当額を算出し支給します。

■留意事項

①職員の給与底上げの観点から、2018年の年収が440万円を超えている職員への支給は、しないこととします。

②扶養範囲内で勤務希望の職員（登録ヘルパー除く 非常勤パート職員）については、支給の対象から除外する。

3. 特定加算収益額と特定加算手当の試算

①介護サービス（正職員及びパート職員）

■特定加算入金額の予定 6,303,804円

■特定加算による給与改善額 7,020,000円（月額手当を15,000円で試算）

■手当名：「特定加算手当」

■手当金額：月額 15,000円

■期間中の給与改善額：90,000円（15000×6）

■支給期間：2019年12月から2020年5月（特定加算算定期間は2019年10月から2020年3月）

②障害サービス（登録ヘルパー）

■特定加算入金額の予定 610,230円

■特定加算による給与改善額 810,000円

■手当名：「特定加算手当」

■手当金額（3月支給額 給与改善額）： 30,000円（5000×6）

■支給方法：2020年3月に期間分の特定加算収益を計算、実績精算の上、一人あたりの期間中の手当額を算出し支給します。

以上

札幌市長 あて

法人名 社会福祉法人 協立いつくしみの会

代表者 理事長 石山 建治 印

令和元年度介護職員等特定処遇改善加算届出書兼  
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

下記の介護サービス事業所に係る介護職員等特定処遇改善加算について、介護職員等特定処遇改善計画書を添えて届け出ます。

算定開始月		令和 元年 10月		サービス提供体制強化加算※1	特定事業所加算※2	入居継続支援加算※3	日常生活継続支援加算※4	介護職員処遇改善加算(現行)	介護職員等特定処遇改善加算
事業所番号	サービス種別	事業所名	住所						
0170500037	介護福祉サービス	特別養護老人ホームかりぶ・あつべつ	札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5-20				I	I	I
0170500037	短期入所生活介護(介護予防含む)	特別養護老人ホームかりぶ・あつべつ	札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5-20	Iイ				I	I
0170500037	通所介護(介護予防含む)	デイサービスセンターかりぶ	札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5-20	Iイ				I	I
0170503619	短期入所生活介護(介護予防含む)	ショートステイメイプルハウス	札幌市厚別区もみじ台西3丁目1-8	Iイ				I	I
0170503619	認知症対応型通所介護(介護予防含む)	デイサービスもみじの家	札幌市厚別区もみじ台西3丁目1-8	Iイ				I	I
0170503619	訪問介護(介護予防含む)	ヘルパーステーションかえで	札幌市厚別区もみじ台西3丁目1-8		II			I	I
0170507354	通所介護(介護予防含む)	デイサービスのののか	札幌市厚別区上野幌1条2丁目2-30	Iイ				I	I
0190500637	小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)	小規模多機能ホームかりぶ	札幌市厚別区上野幌1条2丁目2-30	Iイ				I	I

※1 訪問介護除く ※2 訪問介護のみ ※3 特定施設入居者生活介護等のみ ※4 介護老人福祉施設等のみ

<添付書類>

- 介護職員等特定処遇改善計画書(令和元年度)(別紙様式2) ※必須
- 指定権者内事業所一覧表(別紙様式2添付書類1) ※複数事業所の計画書を一括作成する場合必須
- 届出対象都道府県内一覧表(別紙様式2添付書類2) ※事業所が道内の他市町村にまたがる場合
- 都道府県内状況一覧表(別紙様式2添付書類3) ※事業所が他都府県にもまたがる場合

担当者名	下斗米 博
連絡先(Tel)	011-896-1165

市使用欄	
計画確認	写し交付

収受印(市使用)

介護職員等特定処遇改善計画書(令和 元 年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号 01110501061

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイフクシホジシ キョウツツイクジミノカイジシチョウシヤマケンジ 社会福祉法人 協立いつくしみの会 理事長 石山 建治		
主たる事務所の所在地	〒 004-0055 北海道 府・県	札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5-20		
	電話番号	011-896-1165	FAX番号	011-894-4404
事業所等の名称	フリガナ 名称	別紙一覧表による	提供するサービス	
事業所の所在地	〒 北海道 府・県			
	電話番号		FAX番号	
複数の事業所ごとに一括して提出する場合の一括して提出する事業所数		特定加算(I)( )		事業所
※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。		特定加算(II)( )		事業所

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	介護職員等特定処遇改善加算( I II )			
②	現行の処遇改善加算の取得状況	介護職員処遇改善加算( I II III )			
③	サービス提供体制強化加算等の取得状況 (取得している場合には種別を記入)	取得有 ( Iイ )	取得無		
④	介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和 元 年 10月 ~ 令和 元 年 3月			
⑤	令和 元 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額			6,303,804 円	
⑥	賃金改善の見込額(i-ii)			7,020,000 円	
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			108,684,350 円	
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額			101,664,350 円	
⑦	経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii-iv)/v)	0 円・		0.0 人	
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			- 円	
	iv) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額			- 円	
	v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数			0.0 人	
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込数)				0 人】
	⑧	他の介護職員(②)における平均賃金改善額((vi-vii)/viii)	88,102 円・		79.7 人
⑨	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			108,684,350 円	
	vii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額			101,664,350 円	
	viii) 当該事業所における他の介護職員の人数			79.7 人	
	⑨	その他の職種(③)における平均賃金改善額((ix-x)/xi)	0 円・		0.0 人
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			- 円	
	x) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額			- 円	
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数			0.0 人	
【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込数)				円】	
⑩	賃金改善実施期間	令和 元 年 12月 ~ 令和 元 年 5月			
	※原則10月~翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてならない。				
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	賃金改善を行う賃金項目及び方法、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について(必ず記載すること)			
		介護職員一人あたり、月額15,000円を支給する。申請期間中の合計の賃金改善額は、介護職員一人あたり、90,000円となる見込み。			
		①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方(必ず記載すること)			
		労働組合との合意のなかで、手当支給額に、介護職員の経験、勤務年数、資格等による格差をつけることは、職員のなかに不平等、不団結をこととなる事から、介護職員を一律、「他の介護職員」として扱い、処遇についても均一とすることで、合意することとなり、「経験・技能のある介護職員」を設けないこととした。			
その他特記事項(月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者を1事業所あたり1人以上確保することが困難な理由など)					
中途採用等により、法人内での経験年数が、少なく、昇給額に差が大きいため。					

※ ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ⑥が⑤を上回らなければならないこと。

※ ⑥ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点まで職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする

必要があることに留意すること。

- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
  - ・添付書類1: 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者ごと)
  - ・添付書類2: 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表
  - ・添付書類3: 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

## (2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず <b>全て</b> に○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、 <b>それぞれ1つ以上の取組を行う</b> こと。	
資質の向上	○ 働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担軽減するための代替職員確保を含む)
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	小規模事業者の協働による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る)
	その他( )
労働環境・処遇の改善	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等導入
	○ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、□の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省略化
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
	子育てとの両立を目指す者のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
	その他( )
その他	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
	障がいや有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一人としてのモチベーション向上
	○ 非正規職員から正規職員への転換
	職員の増員による業務負担の軽減
	その他( )

## (3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、○をつけること。2020年度から実施予定である場合には、(2020年度から実施予定)を選択すること。	
ホームページへの掲載	○ 「介護サービス情報公表システム」への掲載
	「介護サービス情報公表システム」への掲載(2020年度から実施予定)
	独自のホームページへの掲載
	独自のホームページへの掲載(2020年度から実施予定)
その他の方法による掲示等	事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示
	事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示(2020年度から実施予定)
	その他( )
	その他( ) (2020年度から)

※ 虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和 元年 8月 30日 (法 人 名) 社会福祉法人 協立いつくしみの会  
(代表者名) 理事長 石山 建治 印

介護職員等特定処遇改善計画書(指定権者内事業所一覧表)

法人名	社会福祉法人 協立いつくしみの会
-----	------------------

札幌市

介護保険事業所番号	事業所の名称	サービス名	介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)	賃金改善所要額(見込額)
0170500037	特別養護老人ホームかりぶあつべつ	介護福祉サービス	3,467,732 円	2,880,000.0 円
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		① 円 ( 人)	② 90,000 円 ( 32.0 人)	③ 円 ( 人)
0170500037	特別養護老人ホームかりぶあつべつ	短期入所生活介護(介護予防含む)	円	- 円
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		① 円 ( 人)	② 円 ( 人)	③ 円 ( 人)
0170500037	デイサービスセンターかりぶ	通所介護(介護予防含む)	240,657 円	540,000.0 円
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		① 円 ( 人)	② 90,000 円 ( 6.0 人)	③ 円 ( 人)
0170503619	ショートステイメイプルハウス	短期入所生活介護(介護予防含む)	759,196 円	810,000.0 円
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		① 円 ( 人)	② 90,000 円 ( 9.0 人)	③ 円 ( 人)
0170503619	デイサービスもみじの家	認知症対応型通所介護(介護予防含む)	501,819 円	630,000.0 円
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		① 円 ( 人)	② 90,000 円 ( 7.0 人)	③ 円 ( 人)
0170503619	ヘルパーステーションかえべ	訪問介護(介護予防含む)	856,184 円	990,000.0 円
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		① 円 ( 人)	② 90,000 円 ( 11.0 人)	③ 円 ( 人)
0170507354	デイサービスのののか	通所介護(介護予防含む)	110,129 円	270,000.0 円
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		① 円 ( 人)	② 90,000 円 ( 3.0 人)	③ 円 ( 人)
0190500637	小規模多機能ホームかりぶ	小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)	368,087 円	900,000.0 円
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		① 円 ( 人)	② 90,000 円 ( 10.0 人)	③ 円 ( 人)
			円	- 円
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		① 円 ( 人)	② 円 ( 人)	③ 円 ( 人)
			円	- 円
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		① 円 ( 人)	② 円 ( 人)	③ 円 ( 人)
			円	- 円
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		① 円 ( 人)	② 円 ( 人)	③ 円 ( 人)
			円	- 円
①②③それぞれの平均賃金改善額(見込額)		① 円 ( 人)	② 円 ( 人)	③ 円 ( 人)
合計	—	—	<b>A</b> 6,303,804 円	<b>B</b> 7,020,000.0 円

※ 計画書を届け出る指定権者(都道府県又は市区町村)ごとに記載すること。  
 ※ A及びBは別紙様式2添付書類2の当該指定権者における金額と一致しなければならない。



## 介護職員等特定処遇改善加算計画書(都道府県状況一覧表)

法人名	
-----	--

都道府県	介護職員等特定処遇改善加算の見込額	賃金改善の見込額	①の平均賃金改善額 (見込額)・人数	②の平均賃金改善額 (見込額)・人数	③の平均賃金改善額 (見込額)・人数
北海道	6,303,804 円	7,020,000 円	#DIV/0! 円( - 人)	90,000 円( 78.0 人)	#DIV/0! 円( - 人)
青森県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
岩手県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
宮城県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
秋田県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
山形県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
福島県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
茨城県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
栃木県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
群馬県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
埼玉県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
千葉県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
東京都	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
神奈川県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
新潟県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
富山県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
石川県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
福井県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
山梨県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
長野県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
岐阜県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
静岡県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
愛知県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
三重県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
滋賀県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
京都府	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
大阪府	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
兵庫県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
奈良県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
和歌山県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
鳥取県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
島根県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
岡山県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
広島県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
山口県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
徳島県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
香川県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
愛媛県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
高知県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
福岡県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
佐賀県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
長崎県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
熊本県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
大分県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
宮崎県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
鹿児島県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
沖縄県	円	円	円( 人)	円( 人)	円( 人)
全国計	<b>E</b> 6,303,804 円	<b>F</b> 7,020,000 円	—	—	—

※ FはEを上回らなければならない

## 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(令和元年度届出用)

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号	0	1	1	0	5	0	1	0	6	0
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジン キョウリツツクシムカイ リジチョウ イヤマケンジ 社会福祉法人 協立いつくしみの会 理事長 石山 建治								
主たる事務所の所在地	〒 004-0055 北海道 札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5-20									
	電話番号	011-896-1165	FAX番号	011-894-4404						
事業所等の名称	フリガナ 名称	ヘルパーステーションかえで				提供するサービス	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護			
	〒 004-0013 北海道 札幌市厚別区もみじ台西6丁目1-4									
事業所の所在地	電話番号	011-899-2525	FAX番号	011-899-6600						
	担当者名	下斗米 博	Eメールアドレス	shimotomai@karipu.jp			電話番号	011-896-1165		
担当者の連絡先	複数の事業所ごとに一括して提出する場合における一括して提出する事業所数 特定加算(I) ( 1 ) 事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。 特定加算(II) ( ) 事業所									

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算	I	
②	現行の処遇改善加算の取得状況	福祉・介護職員処遇改善加算	I	
③	福祉専門職員配置等加算等の取得状況	取得有(福祉専門職員配置等加算・特定事業所加算)	取得無	
④	福祉・介護職員等特定処遇改善加算算定対象月	令和元年 10 月 ~ 令和2年 3 月		
⑤	令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額	610,230 円		
⑥	賃金改善の見込額(i-ii)	810,000 円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	4,353,513 円		
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	3,543,513 円		
⑦	経験・技能のある障害福祉人材(①)における平均賃金改善額((iii-iv)/v)	#DIV/0! 円・ 0 人		
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	0 円		
	iv) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	0 円		
	v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数	0 人		
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込数)		0 人】	
⑧	他の障害福祉人材(②)における平均賃金改善額((vi-vii)/viii)	115,714 円・ 7 人		
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	4,353,513 円		
	vii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	3,543,513 円		
	viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数	7 人		
⑨	その他の職種(③)平均賃金改善額((ix-x)/xi)	#DIV/0! 円・ 0 人		
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	0 円		
	x) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	0 円		
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	0 人		
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込額)		0 円】	
⑩	賃金改善実施期間	令和元年 12 月 ~ 令和2年 5 月		
	※原則10月~翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてはならない。			
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	介護職員一人あたり、特定処遇手当として、月額5,000円を支給することとしました。経験・技能のある障がい福祉人材については、設定条件について議論の途中で有り、継続して交渉・説明していくこととし、今回の申請では設定することができなかった。労働組合及び事業所職員と合意を取ることを基本としながら、引き続き検討・交渉していきます。なお、申請期間中の合計の賃金改善額は、介護職員一人あたり、30,000円となる見込み。		

※ ⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ⑥が⑤を上回らなければならないこと。

※ ⑥ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。

- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
- 添付書類 1：都道府県等の圏域内の、当該計画に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
  - 添付書類 2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
  - 添付書類 3：計画に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず <b>全て</b> に○をつけること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、 <b>それぞれ1つ以上の取組を行う</b> こと。	
資質の向上	<input type="radio"/> 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る）
	その他
労働環境・	<input type="radio"/> 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入
	雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
	福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
その他	
その他	<input type="radio"/> 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	<input type="radio"/> 非正規職員から正規職員への転換
	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	職員の増員による業務負担の軽減
その他	

(3) 見える化要件について

(※) 太枠内に記載すること。

実施している周知方法について、○をつけること。2020年度から実施予定である場合には、「予定」に○をつけること。	
ホームページへの掲載	<input type="radio"/> 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 / 予定
	<input type="radio"/> 独自のホームページへの掲載 / 予定
その他の方法による掲示等	事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / 予定
	その他 ( )

※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉サービス事業者等の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

令和 元 年 8 月 30 日 (法 人 名) 社会福祉法人 協立いつくしみの会 理事長 石山 健治  
(代表者名) 印





福祉・介護職員等特定処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

法人名	社会福祉法人 協立いつくしみの会 理事長 石山 建治
-----	----------------------------

都道府県名

都道府県	福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見込額	賃金改善の見込額	①の賃金改善額 (見込額)・人数	②の賃金改善額 (見込額)・人数	③の賃金改善額 (見込額)・人数
北海道	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
青森県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
岩手県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
宮城県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
秋田県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
山形県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
福島県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
茨城県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
栃木県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
群馬県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
埼玉県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
千葉県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
東京都	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
神奈川県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
新潟県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
富山県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
石川県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
福井県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
山梨県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
長野県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
岐阜県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
静岡県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
愛知県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
三重県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
滋賀県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
京都府	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
大阪府	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
兵庫県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
奈良県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
和歌山県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
鳥取県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
島根県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
岡山県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
広島県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
山口県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
徳島県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
香川県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
愛媛県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
高知県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
福岡県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
佐賀県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
長崎県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
熊本県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
大分県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
宮崎県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
鹿児島県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
沖縄県	円	円	円( )人	円( )人	円( )人
全国計	E 円	F 円	d 円( 0 )人	e 円( 0 )人	f 円( 0 )人

※ FはEを上回らなければならない。

※ Fはdからfの合計と一致しなければならない。

職員分類の変更特例に係る報告 (令和元年度)

次の内容について、該当・非該当のうちあてはまるものに○をつけること。

特例a	②他の障害福祉人材について、研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の職員について、①経験・技能のある障害福祉人材に分類して処遇改善を実施する職員がいる見込。		該当・非該当
	該当職員の職種	該当職員の特性 (特例を適用する理由)	予定人数
※ 該当の場合、該当する職員について、職種及び特性並びに当該特性に該当する予定人数を記載すること。			人
			人
			人
			人
			人
			人
			人
			人
			人
			人
特例b	③その他の職種に分類される職員について、個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している職員について、②他の障害福祉人材に分類して処遇改善を実施する職員がいる見込。		該当・非該当
	該当職員の職種	該当職員の特性 (特例を適用する理由)	予定人数
※ 該当の場合、該当する職員について、特性・理由及び当該特性に該当する予定人数を記載すること。			人
			人
			人
			人
			人
			人
			人
			人
			人
			人

※ 人数は実人数で記載してください。  
 ※ 該当職員の特性は具体的に記載してください。  
 ※ 特例 a 及び特例 b ともに非該当の場合は、当該様式を提出する必要はありません。